解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

大阪府大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
財団法人有恒会
代表清算人　福岡　美彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

大阪市浪速区大国三丁目六番一九号
財団法人大阪同和産業振興会
代表清算人　辰巳　知弘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

奈良県奈良市高畑町一一一二番地の一
財団法人奈良市駐車場公社
清算人　池田　宗治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

奈良県五條市西吉野町川岸二五〇番地
財団法人川岸自治会
代表清算人　水谷　忠弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

鳥取県日野郡日南町霞八〇〇番地
財団法人日南町地域振興公社
代表清算人　増原　聡

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

広島県東広島市西条朝日町五番九号
財団法人東広島市都市整備公社
清算人　城信　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

札幌市中央区大通西一六丁目二番地北海道
浴場会館一階
社団法人北海道生活衛生同業組合連合会
代表清算人　小池　広昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

札幌市中央区北四条西一二丁目一―一北海道労働福祉会館四階
社団法人北海道衛生団体連合会
代表清算人　山本　邦夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十四日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

北海道江別市野幌町三三番地の一
社団法人野幌報徳会
代表清算人　樺澤　吉郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

宮城県仙台市青葉区五橋二丁目一二番二号
仙台市福祉プラザ内
財団法人仙台市障害者福祉協会
代表清算人　渡邉　純一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

福島県会津若松市大町一丁目六番三号
医療法人高澤クリニック
清算人　高澤　裕之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の平成二十三年度第二回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号
社団法人群馬県環境保健組織連合会
代表清算人　青木　正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

富山県高岡市戸出西部金屋二七二番地
社団法人西部金屋報徳社
代表清算人　高多　勝二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月二十五日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

富山県富山市中央通り二丁目二番二〇号
中央通りｆ地区市街地再開発組合
清算人　精田　隆芳

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

福井県勝山市片瀬町一丁目四〇二番地
財団法人奥越地域地場産業振興センター
代表清算人　山岸　正裕

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

福井県福井市大手三丁目一七番一号　福井県観光営業部文化振興課内
財団法人岡島美術財団
代表清算人　竹内　忠明